

動物用医薬品（酢酸トレンボロン）に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 令和2年5月20日～令和元年6月18日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 2通
- 4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

	意見・情報の概要※	動物用医薬品専門調査会の回答
1	<p>これまで本物質を主剤とするホルモン剤は、日本国内では承認・使用された例はなく、人の医薬品としても承認・使用実績はない上に、提案された ADI は 0.02 マイクログラム/kg 体重/日という極めて微量レベルのホルモン剤である。こんなものをなぜ健康影響評価の対象にしたのか、その意図が不明である。海外からの動物肉の輸入に備えての評価なら、むしろ、こんなあぶないホルモン剤は禁止すべきである。禁止もせず、ただ健康影響評価だけを行うことの意図は何かをきちんと健康影響評価書の中に明示すべきである。</p>	<p>本剤は、2005年に食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における暫定基準が定められ、2014年に厚生労働省からの評価要請を受けたことから、食品安全委員会にて食品健康影響評価を行いました。</p> <p>いただいた御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、リスク管理機関である厚生労働省へお伝えします。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・国内で動物にもヒトにも使用されておらず、海外でも一部で処方があった場合に限定されている酢酸トレンボロンを微量であれ認めるのは納得できません。一切の残留も認めるべきではありません。 ・各種試験でも様々なリスクが判明しているのですから、残留ゼロしか認めないのが当然の判断ではないでしょうか？ 	<p>食品安全委員会は、今回設定した許容一日摂取量（ADI）に基づき適切なリスク管理措置が実施されれば、残留した本剤の食品を介した安全性は担保されると考えます。</p> <p>いただいた御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、リスク管理機関である厚生労働省へお伝えします。</p>

※頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。